

東京都北区議会

平成28年第3回定例会で可決した意見書

- 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
- 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 精神障害者施策の充実を求める意見書
- 無年金者対策の推進を求める意見書
- 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む、小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものとなり、地域社会の活性化のみならず日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項を平成 29 年度以降も継続するよう求めるものである。

記

- 1、小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置
- 2、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置
- 3、商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を 65% に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 28 年 10 月 7 日

東京都北区議会議長 やまだ 加奈子

東京都知事 小 池 百合子 殿

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る上で極めて重要な制度として、わが国の教育の発展に大きな役割を果たしており、現行教育制度の根幹をなすものである。

学校教育は、多くの職種の職員が協力しあって成立している。事務職員及び栄養職員も、学校教育を円滑に推進する上で極めて重要な役割を果たしており、学校運営上欠くことのできない大切な担い手であり、その充実が求められている。

子どもたちを取り巻く貧困・格差問題が深刻化している現在、国の財政的な保障が担保されなければ、教育条件の地域間格差をもたらし、教育の機会均等の保障、良好な教育環境の維持が困難となり、憲法や教育基本法が保障する義務教育制度の理念に反すると言わざるを得ない。義務教育の確保は、国の責任で行われるべきであり、これを実質的に担保しているのは、義務教育費国庫負担金である。

よって、本区議会は政府に対し、教育に対する必要な財源の安定的確保を図り、わが国の将来を担う子どもたちの健全な育成のため、学校事務職員及び栄養職員の給与費負担の適用除外をすることなく、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月7日

東京都北区議会議長 やまだ 加奈子

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	高	市	早	苗	殿
文部科学大臣	松	野	博	一	殿

精神障害者施策の充実を求める意見書

心身障害者医療費助成（マル障）は、全ての診療科目（内科、外科、歯科、皮膚科など）が対象であり、入院、通院にも適用されている。しかし、精神障害者は、精神科の通院のみの助成となっている。

よって、本区議会は東京都に対し、精神障害者が地域で安心して暮らしていただけるため、また当事者を支えている家族および家族会への支援、連携の強化を通じた、精神障害者福祉のさらなる充実のため、心身障害者医療費助成（マル障）を、精神障害者にも、身体障害者・知的障害者と同様に適用するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月7日

東京都北区議会議員 やまだ 加奈子

東京都知事 小池百合子 殿

無年金者対策の推進を求める意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記されたものである。

2007年調査における、無年金見込者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されている。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約4割にあたる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えば、アメリカは10年、ドイツは5年、イギリス、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

安倍総理は、本年8月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、2017年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期することを閣議決定したが、この無年金者対策については、本年8月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」において、その実施が明記されたところである。

よって、本区議会は政府に対し、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1、無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
- 2、低年金者への福祉的な措置として最大月額5000円（年6万円）を支給する「年金生活者支援給付金」については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施をめざすこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月7日

東京都北区議会議長 やまだ 加奈子

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがある。

よって、本区議会は政府に対し、以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 28 年 10 月 7 日

東京都北区議会議長 やまだ 加奈子

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿